平成27年度 第1回安城市自立支援協議会本会議 議事録

日 時 平成27年7月2日(木) 午後1時30分~

場 所 安城市役所本庁舎3階 第10会議室

出席者:神谷委員、加藤研一委員、藤井委員、飯島委員、都築委員、

岡田將男委員、杉浦委員、大見委員、高見委員、佐藤委員、山北委員

小川委員、山本委員

欠席者:池田委員、加藤重豪委員、岡田龍祐委員、阿部委員

同席者:西三河南部西圏域地域アドバイザー 伊澤様

作業部会 (飯野会長、黒川副会長)

ふれあいサービスセンター (黒野所長、斉藤係長、小田、杉本)

事務局:福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、課長補佐、係長、専門主査、

担当

典礼(司会):障害福祉課長

1 あいさつ

典礼

皆さん、こんにちは。障害福祉課長の兵藤です。よろしくお願いいたします。定刻になりましたので第1回目の安城市自立支援協議会をはじめさせていただきたいと思います。委員の皆様方におかれましては、お忙しい所ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。なお本日は、阿部委員、岡田委員からは欠席のご連絡を頂いております。その他にも若干お見えになられていない方もございますが、お見えになると思いますので始めさせていただきたいと思います。なお、本日は、西三河南部西圏域アドバイザーの伊澤征二様、それから作業部会からの活動報告をご説明いただく関係で、飯野作業部会長様、黒川作業部会副会長様にもご同席いただいておりますので、よろしくお願いします。それでは開会にあたりまして神谷学安城市長よりご挨拶申し上げます。

市長

どうも皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、平成27年度第1回安城市自立支援協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は場違いのような T シャツを着ておりますが、第62回安城七夕祭りの PR

用の T シャツでございます。8月7日から9日まで金土日の3日間、七夕祭りが開催されます。昨日から七夕祭りのキャンペーンが始まっておりましてまた皆様方の元に私ではなく七夕親善大使がお邪魔をすることがあろうかと思いますが、また宜しく対応していただきたいと思います。

さて、皆様方もご承知のように、障害福祉施策は改革の時期が続いており、平成25年4月から障害者の範囲に難病患者も加えました、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)がスタートいたしました。この法律には、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊厳されるものであるとの理念のもと、障害を持った方々が、安定してサービスを利用できますように、また、情報の共有化と課題解決を図って障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係者によって構成される自立支援協議会を置くことができると規定されております。

本市におきましては、平成18年度から、安城市自立支援協議会設置要綱に基づく本会を組織し、中立で公平な相談支援事業の実施に関することと、地域の関係機関相互の連携強化、社会資源の開発及び改善等の推進に関することについて、ご協議をいただいております。

自立支援協議会も平成18年に発足しましてから、3回目の一斉改選を迎えることとなりました。この間、市内の障害福祉サービスを提供する事業所も増加し、本市における障害福祉サービスは着実に充実しつつありますが、さまざまな問題もあるため、自立支援協議会と連携いたしまして課題解決に取り組んでいくことがより必要となってきております。

そのような中で、本会が地域の関係機関の連携と、障害者のための社会資源の開発のために、率直に話し合っていけるような場になり、本市の障害福祉の推進に一層寄与していただきますことを心よりご期待申し上げております。

どうぞ今後とも引き続きよろしくお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

典礼

ありがとうございました。今回は任期満了によりまして、新委員全員の方に委嘱 状が出ております。そういった関係で辞令交付をさせていただきたいと思います。 本来であれば、委嘱状をお一人ずつ手渡しするのが本位ではございますが、時間の 都合もございますので、委員名簿の筆頭者の神谷和也様にお願いしまして、他の方 につきましては、席への配布をもって、交付に代えさせていただきます。神谷市長 と神谷様はご起立いただき、市長より辞令の交付をお願いいたします。

-辞令交付-

2 委員紹介

典礼

続きまして、委員紹介に移りたいと思います。委員の皆様の自己紹介をお手元にあります資料1の名簿順にお願いしたいと思います。それでは、安城市社会福祉協議会会長の神谷様よりお願いします。

-委員自己紹介-

典礼

ありがとうございました。これからもよろしくお願いします。では続きまして事 務局の職員を紹介させていただきたいと思います。

- -事務局自己紹介-
- 3 委員長の選出と副委員長の指名

典礼

それでは、改選後はじめての協議会ですので、委員長の選出から始めさせていただきます。資料2をご覧いただきたいと思います。「安城市自立支援協議会設置要綱」第5条第2項の規定では、委員長は委員の互選により定めることとされております。なお、選出の手続につきましては、特段の規定はございませんが、いかがお取り計らいましょうか。どなたか、ご意見等ございますでしょうか。

委員

社会福祉協議会会長の神谷和也さんを指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

典礼

ただいま神谷委員を委員長にというご推薦がありましたがいかがでしょうか。

- 異議なし-

典礼

ありがとうございました。それでは、神谷和也委員に委員長をお願いします。それでは、神谷委員には、委員長席へお移りくださるようお願いします。

続きまして、安城市自立支援協議会設置要綱第5条第2項の規定によりまして、 委員長から副委員長の指名をお願いいたします。

神谷委員長

はい、それでは私の方から指名させていただきます。副委員長としまして町内会 長連絡協議会副会長の加藤研一委員をお願いしたいと思います。宜しくお願いいた します。

典礼

ご指名ありましたので安城市内町内会長連絡協議会の副会長の加藤研一委員に副委員長をお願いします。それでは、加藤委員には、副委員長席へお移りくださるようお願いいたします。

それではここで神谷委員長に就任のご挨拶をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

委員長

失礼いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。ただいまの安城市自立支援協議 会の委員長をご推薦によりまして、努めさせていただくわけでございますがこの協 議会の内容は重くまた大きな課題をたくさん抱えているのではないかと思います。

皆様のお手元にはすでに新しい安城市の障害福祉計画が配布されております。この計画をこれからどのように実行していくか、それを関知し、またその実行をより高いものにするために協議会が大いなる力を発揮しなければならないと思います。

また、この協議会にはそれぞれの担当者会がございます。それぞれの福祉施設の 方々が時間をさいて定期的に会を開き、課題を設け課題解決に取り組んでいただい ております。そういう部会の皆様のご支援もたくさんあろうかと思います。解決す べき課題もたくさんあろうかと思いますが、皆様の英知を結集してこの協議会が意 義あるものになりますようにご協力をお願い申し上げまして最初のご挨拶とさせて いただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

典礼

ありがとうございました。ここで神谷市長は、所用のため退席をさせていただきます。宜しくお願いいたします。

それではこれより順次議題に入らさせていただきますが、その前に順序が悪くて

申し訳ございませんが、資料の確認をお願いしたいと思います。

事前に配布させていただいた資料で次第がございますが、めくっていただいて資料1が安城市自立支援協議会委員名簿、資料2が安城市自立支援協議会設置要綱、持っておられない方がおられましたら、こちらの方で若干用意させていただいております。それから資料3が自立支援協議会の体系と各組織の役割、資料4が第3次安城市障害者福祉計画進捗結果、資料5がA3の織り込んだもので第3期安城市障害福祉計画における実績報告について、資料6が平成26年度作業部会における活動内容、資料7が平成26年度テーマ活動内容の報告で6ページまでございます。資料8がA4の横になっておりますが、はじめにという事が書いてありまして、支援手帳「あんあん」の関係のものがございます。これが6ページございます。資料9が各担当者会の平成27年度テーマ、資料10が地域活動支援センター陽なた、となっております。これは事前にお配りをさせていただいておりますが、抜けていましたら、お届けさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それとお手元に安城市障害者福祉計画、前年度末の今年の3月に作成されたものでございますが、こちらの冊子、それから障害福祉サービス等事業者マップがお手元にあるかと思います。これはまた参考に持ち帰ってもらいたいと思います。

それでは、議題に入らさせていただきます。その前に、資料2の設置要綱をご覧ください。今回第1回目の委員会となりますので、安城市自立支援協議会について、若干説明をさせていただきます。

まず、資料2でございますが、要綱の掲載をしてあります。内容的には先ほど市長の方が申し上げた通りですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成17年法律第123号ということが書いてあります、その89条の3第1項に基づき設置をされている協議会であるということです。地域における障害者等への支援の体制の整備を図るため中核的な役割を果たす定期的な協議の場ということになっておりまして、これがこの協議会の目的であります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と申しますのは、以前は障害者自立支援法という名前の法律でございまして、平成25年に法改正が行われまして平成25年からこういう名称に変わっております。通常、総合支援法と呼ばれている法律です。それに基づいて設置をされているというものです。

組織については、委員17人です。委員の方の構成については福祉、医療、雇用、 教育等の関係者及び障害者を代表する者のうちから市長が委嘱となっています。 任期は3年。委員長、副委員長につきましては先ほど選出いたしましたように委員 長については委員の互選、副委員長については委員長の指名によって定められています。協議会に専門事項の審議のため、社会資源の調査研究、個別の事例の検討等を行う担当者会及びその意見の取りまとめを行う作業部会を設置するということです。今日はその作業部会の会長と副会長にご出席を依頼しております。協議会の庶務は福祉部障害福祉課において処理するということになります。続いて資料の3をご覧ください。自立支援協議会の体系と各組織の役割になります。

安城市自立支援協議会は障害者自立支援法に基づきまして、平成19年2月1日 にスタートしました。その下に専門的な調査研究等をするということで作業部会が あります。

作業部会の中に担当の部署の調査研究等をするということで7つの担当者会が設置されております。7つの担当者会につきましては、その時々の事案によりまして増減することがあります。構成員ですが、作業部会については作業部会長、副会長、各担当者会会長、副会長、ふれあいサービスセンター、障害福祉課で構成されていて毎月第3木曜日に開催しています。

担当者会につきましては記載の通りで7つの担当者会をそれぞれ毎月、偶数月、 奇数月に開催していまして、それぞれの構成している事業所としては例えば、居宅 担当者会については居宅サービス提供事業所がそのメンバーになっています。それ ぞれの担当者会には、ふれあいサービスセンターと障害福祉課も出席させていただいています。作業部会の会長と副会長も顧問として各担当者会に出席していただいております。組織としてはこのようになっています。

それでは、協議に入らさせていただきます。議事の取り回しにつきましては安城 市自立支援協議会要綱6条の規定により、神谷委員長にお願いしたいと思います。 宜しくお願いします。

4 議題

委員長

それではしばらく私の方で進行役を勤めさせていただきます。

レジメにしたがって進めさせていただきます。それでは議題に入らせていただきます。

(1) 第3次安城市障害者福祉計画における進捗結果について事務局より説明をお願いします。

事務局

第3次安城市障害者福祉計画における進捗結果についてご説明いたします。

資料4の1ページをご覧ください。この計画は障害者基本法を根拠法とする障害者 福祉基本計画であります。

本市における障害者等の状況等をふまえまして、障害者のための施策に関する基本的な計画として策定されています。第3次計画の計画期間は平成23年度から平成26年度の4ヵ年であり平成26年度が最終年であります。この計画においては全庁的に160の政策をかかげており、平成26年度では156政策で前年度目標を達成しました。

この1ページの表は計画における各分野の施策に対して各部署が進捗状況を厳しく判断したうえで出された報告をまとめております。1の啓発・広報から7の相談・情報提供まで7分野における各施策の進捗状況のうち、着手できなかった×の評価はありませんでした。実施中であるが達成できなかった△の評価は全体で3つありました。

ここで△の施策につきまして理由をご説明します。資料4の2ページをご覧ください。1つ目は消費者教育の実施でございます。これは障害者に対して消費者教育をテーマとした講座は、必要性の観点からテーマを特化してというところでは実施していないという理由によるものです。2つ目はチャレンジショップ等の支援です。これにつきまして、後段部分につきましてはすでに実施済でありますが、前段部分の市役所食堂で月4回の授産製品販売が1団体の販売中止によりまして、目標の月4回に満たなくなったことが理由であります。3つ目は広報等による情報提供の充実です。すでに広報あんじょう、安城社協だよりを声の広報として製作しまして、利用者に配布をしています。音声コード読み上げ装置でありますが、広報等の長い文章では利用者側がデジタル音声に疲れてしまうというお声をお寄せいただいております。ですので簡単なパンフレットには適しているだろうと考えておりまして、今後は用途に応じて使い分けを考えていきたいと思っております。

△のこの3つの施策におきまして、第4次障害者福祉計画におきましては1つ目の消費者教育の実施につきましては消費者トラブルの防止と被害者からの救済としまして教育講座を行うという施策から消費生活センターや法テラスなど相談機関へ繋げる、いわば手を差し伸べる形に転換しております。また2つ目のチャレンジショップ等の支援ならびに3つ目の広報等による情報提供の充実につきましては引き続き施策にとりあげまして取り組んでまいります。

第3次障害者福祉計画の進捗結果についての説明は以上でございます。

委員長

ご苦労様でした。

議題1の障害者福祉計画における進捗結果についての説明は以上でした。これに つきましてご質問ご意見等ありましたらお願いします。

委員

沢山の施策があるのですが進捗したもの、現在進行中のもの、出来なかったもの、 これは市の方が評価しているのですか。外部の評価はないのですか。

事務局

この件につきましては昨年度も藤井委員よりご質問いただきまして、去年の所管 課が判断しておりますので、手前味噌というか自分に甘い部分もあるかと思います が、施策に着手をした、実施をしたという形で〇×△をとっておりますので、数字 的には○が多くて逆におかしいのではという指摘もあるかと思いますが、少し甘い 判断となっているかと思いますが、そういう形で判断させていただいています。

委員

評価というものは内輪だけでやるのではなくて外部の評価もないと、達成されているかどうかとか、あるいは市民からの評価に耐えられるものかどうかわからないと思います。内部評価はよろしいかと思うが、プラス外部の方で評価していただくとしないと、一般の株式会社の場合も外部監査委員を入れているので内輪だけでやっていても社会的に公平さが保たれているかどうかとか、やろうとしていることが市民に対しても実際必要なことがやられているかどうかというのは、なかなか耐えれないと思います。外部評価も別に作ってやるべきではないのではないか。

事務局

貴重な意見ありがとうございました。この件につきまして前計画ということで前から評価させていただいていたので、最終年ですのでこういう形で評価させていただきました、また市計画が今年から始まりますので、その評価につきましては検討させていただきますので宜しくお願いします。

委員長

検討だけで済まないようお願いします。他に意見ありますか。特によろしいでしょうか。これは報告事業でありますのでご審議いただくことはございませんので特になければ、この議題は以上とさせていただきます。

それでは次の(2)に移らさせていただきます。

第3期安城市障害福祉計画における実績報告について、事務局お願いします。

事務局

議題の方の説明をさせていただきます。それでは資料5をご覧ください。

第3期安城市障害福祉計画における実績報告についてということで、この障害福祉計画については、平成18年に施行されました安城市障害者自立支援法において3年間を1期とする各年度における障害福祉サービスごとの必要な見込量を算出し、この見込量を確保するための方策を定める障害福祉計画の策定が義務づけられたところであります。

本市におきましても平成24年3月に第3期安城市障害福祉計画を策定して計画の推進に努めてまいりました。この第3期の計画管理につきましては平成24年度から26年度までの3ヵ年でありまして平成26年度が最終年度になります。

この表の見方は左から障害福祉サービス種別、単位、平成24年度の見込量、利用実績、見込分の実績を%で表しています。24年度25年度26年度の3ヵ年を計算しています。26年度の実績につきまして報告させていただきます。

訪問系サービスにつきましては見込量が利用実績をおおむね上回っています。

行動援護につきまして特に見込み量を上回っているのは、利用できるヘルパーも 増えたことによりまして利用者も利用できるように増えていると思っています。

日中活動系サービスにつきましては、多いところは市内に自立訓練の施設はございませんが名古屋リハビリテーションセンターとかを利用させていただいて訓練させていただいています。機能訓練では逆に言うと一人の方がその月にたくさん使われているので多く、また生活訓練につきましては利用する人が少なく実際には見込みよりも少なくなっています。

(2) の④就労移行支援につきましては見込み量を実績が下回っていますが市内では2つの事業所、定員が36名しかありません。主な利用者は精神の手帳を持っておられる方が多く利用しています。実際には就労移行の需要が少ないため見込量を下回っています。

次に⑤の就労継続支援A型につきましては市内に8事業所、定員140名と事業所も増えてきています。一般企業に就労することが難しい人の受け入れ先として増加しているところです。⑨の放課後等デイサービス事業につきましては平成22年度から始まった事業で、障害児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のための訓練を行っています。見込量はございませんでしたが、実績だけを載せています。今も需要が非常にありまして、事業所も26年度末現在12事業所、定員で120名が市内にあります。

(3) の居住系サービスにつきましては、平成26年度から共同生活介護が共同生

活援助に一元化されています。ということで表が一体化されています。

(4) の相談支援につきましては見込量を実績が大きく上回っています。これについては平成26年度までに個別プランを作成することが義務づけられた為に相談支援事業所等で個別プラン作成をしたために見込量を非常に上回っています。

次に地域生活支援事業につきまして、基幹相談支援事業所につきましては社会福祉協議会のふれあいサービスセンターに委託して実施しています。成年後見制度につきましては見込量2に対して1だったために50%となっています。

- (3) のコミュニケーション支援事業は要約筆記者の派遣事業が非常に見込量よりも利用数が多くなっていますが、これについては講演会などで派遣が増えてきている為となっています。
- (4) の日常生活用具給付等事業につきましては平成26年度は見込量よりも利用 実績がかなり下回っています。相談支援事業が個別についたということで24年度 25年度に給付されたということで実績が少なくなったと考えております。
- (5) の移動支援事業につきましてはおおむね見込と利用実績は同じとなっております。
- (6) の地域活動支援センターにつきましては最後に議題にもありますが、平成26年度から地域活動支援センターが今までの桜井にある身障デイサービスセンターから陽なたというところに変更させていただきました。生活介護事業所の登録から一般利用できる施設になった為に利用実績が26年については大きく増えています。その他の事業につきまして、③の日中一時支援事業については見込量を若干下回っていますが、利用されている方が放課後等デイサービスに変更されたために日中一時が減りまして放課後等デイサービスが増えているという状況だと思います。

第3期障害福祉計画における実績報告については以上のとおりです。

委員長

ご苦労様でした。これにつきましてご質問、ご意見等ございますか。

委員

上段の(4)相談支援の②③の地域移行支援、地域定着支援の見込量が挙がっていますが実績が 0 になってしまっている。今、安城市内にこちらの2事業をやる事業所がないため、退院したくても支援がないために退院できなかったり、地域で生活続けたくても支援がないため入退院を繰り返してしまうという方が実際いまして、今回配布された第4期の計画のほうでも見込量があがっていますが、指定一般支援相談所が市内にないため、各事業所へ事業の指定を受けるよう働きかけるとい

うことが今後の動きとして書いていますが、実際には相談支援事業所は計画をたてることで手いっぱいで、地域移行、地域定着まで手が回らないというのが現状だと思いますので、今後どうしていったらいいのか、何かご意見ありましたらいただきたいと思います。

事務局

その件につきましてはまだできてないところでありまして、相談支援担当者会及 び精神担当者会とまた協議していきたいと思います。その結果をこちらの自立支援 協議会でご提案をさせていただいて皆様のご意見をいただきたいと思います。

委員

確認したいのですが、訪問系サービスというのは見込量が上がっているのはいい のですが、これに伴う費用負担というのは。

事務局

費用に対する負担のことですが、大半が国の負担金の対象となる事業なので、オーバーすれば国、県から負担金がきます。また市の方は1/4の負担が伴うので市の方も負担があるがそれについては一般財源のなかで対応しています。

これについては毎年の伸びの状況をみながら当初予算を立て、不足分については 補正で対応させていただいてます。

委員長

他にはありますか。よろしいですか。

特にご意見ないようですので、報告でありますのでここまでとします。次の議題 につきましても報告であります。

(3) 作業部会及び各担当者会の活動内容について

ア の作業部会及び各担当者会の活動内容の報告についてから一括でお願いします。

作業部会長

作業部会及び担当者会の活動内容報告については続けて報告させていただきます。 資料6をご覧ください。平成26年度作業部会における活動内容をご報告させて いただきます。さきほど兵藤課長の方から説明があったとおり作業部会というのは 毎月第3木曜に開催されています。参加メンバーは事務局の方々と各担当者会の会 長、副会長です。忙しい中皆さん、集まっていただいて活発に議論しています。 そこでは情報共有と課題の解決の活発な協議が行われていまして、もちろん一朝一 夕には解決できない課題もたくさんあるのですが、この後報告のある陽なたなどの 目に見えた成果もあがっているのが作業部会です。 平成26年の作業部会の活動内容については私が一言一句読んで報告するのが本 意ではございますが、時間もありますので資料のとおりですので、お読み下さい。

資料7をご覧ください。7つある担当者会について順次報告させていただきます。 居宅の担当者会ですが、このような活動を行ってきました。

テーマ1の「あん・あん」の内容見直しと災害確認シートの追加とありますが、「あん・あん」というのは、障害のある方が常に携帯しておくことで災害時とか、付き添いの方とはぐれてしまった時に保護してくれた人がそれを見て「この人は発作があるんだな」とか特徴を書いてあって、落ち着いて保護できるというのが目的で作られた支援手帳です。安城市やNPO法人こすもす畑のホームページからダウンロードして自分で作れるようになっています。「あん・あん」というのは安城の「あん」と安心安全の「あん」からきています。これについては昨年度は災害時のことも想定して内容の精査を行いました。「あん・あん」につきましては毎年見直しをしてより使いやすいものになっています。一度、安城市のホームページからご覧になってよければダウンロードして下さい。

続きましてテーマ2ですが「事例検討及び提供責任者とヘルパーの関係性の検討及び困難事例ケース検討」とありますが、①当日キャンセルの対応やヘルパー教育等の各事業所内の困難ケースの検討。②上記内容を昨年度のインシデントプロセス法を活用した話し合いとするために、担当者会メンバーがファシリテーターを努める勉強会を26年度に2回開催した。③勉強会を通して、ヘルパー同士の色々な意見を受け入れることで様々な視点を持つことの重要性を学んだという事です。

インシデントプロセス法というのは聞きなれない言葉かもしれませんが、これは問題行動とか困難事例についてのひとつの問題解決方法、愛知県で盛んに行われているケース会議、会議のひとつのやり方というか、特徴としてはひとつの場面を想定して参加者7~8人がそのケースについてその場面について、印象、対応などその理由を一人一人がシェアして使えそうなものを使うという、そのような問題解決の方法のひとつがインシデントプロセス法であります。

続いて通所施設担当者会にいきます。テーマ1、サービス利用の循環について。 今年度の各事業所の空き状況調査を行った結果、当分の間受け入れ体制に余裕が あることが判明したため、各事業所が抱える諸問題、(送迎を含む)を解決するこ とに重点を置くこととし、今年度はこのテーマについては話し合わないこととした。 サービス利用の循環についてとは、平成27年あたりに安城特別支援学校の卒業 生がとても多くて安城市内の事業所では抱えきれないかもしれないという懸念があ りました。ところが調べてみると事業所に余裕があるということがわかって、もと もとは利用者が多くなったときに事業所間の空き状況に応じて色々な事業所を利用 できるようにというのを考えたことがサービス利用の循環についてというテーマだ が、実際には今のところ、若干の余裕があるというところです。

続きまして2ページのテーマ2、特別支援学校卒業生の進路見込状況把握。

今説明した通り、今のところ若干余裕があるということで、課題としては①安城特別支援学校の卒業生進路先調査より、平成27年度卒業生以降卒業予定人数が20名を超え、平成29年度卒業生以降、30~40名と大きく増加する傾向があるため、事業所の受け入れ体制を計画的に行っていく必要がある。②調査の結果、空き定員には当分の間余裕があることが分かったが、送迎の問題・スタッフの配置の問題等、各事業所がそれぞれ抱える問題をそれぞれ解決した場合若干の余裕があるというものであるため、計画的に体制を整えていく必要があるという課題が浮かび上がります。

続いてテーマ3 事業所における利用者の送迎について。

概要ですが、事業所へ「送迎の現状」についてのアンケートを配布し、送迎の実施の有無やその方法、または問題点について洗い出しを行い、担当者会にて解決策を協議した。その結果、次年度は事業所が実施する送迎以外の通所方法の模索と、送迎サービスを行う上で実際にかかるコストの計算を行うこととした。課題としては障害種別による車両確保の在り方やスタッフの確保又は人件費、送迎ルートの確保の困難さ、など問題が多岐にわたるため、回数をかけて協議する必要がある。また収支的にも難しいということがわかっていて、一つの担当者会に抱えるテーマとしては大きなテーマで通所の担当者会ではずっと継続して協議しています。

続いて3ページの児童担当者会。重症心身障害児の受け入れについて。

重症心身障害児の受け入れに対しては、継続して「安城市子ども発達支援センター」の会議の動きについて、状況変化がないか確認するが、会議自体が行われれていないということと、安城市に重症心身障害児の受け入れる事業所が増加してきていることもあり、担当者会での協議事項としては終了する。しかし、重症心身障害児の判定基準等については、まだ課題として残っているため、引き続き検討していく必要がある。

テーマ2 困難事例検討について。

各事業所で困難事例をあげてもらい、担当者会の中で意見交換を行っている。その中で、問題の根本の一つとして、本人は勿論だがご両親を含めた家族支援が重要

であるということから、「家族支援の大切さ」と題して、講師に廣部和夫氏をお招きしての勉強会を行い好評であった。廣部和夫氏というのは福井県鯖江市にある障害児の保育に力をいれている、あすなろ保育園の園長さんです。

下にいきまして、ホーム担当者会。これはグループホームの課題について考えていく担当者会です。テーマ1、365日運営型ホームにしていくための研究を行う。

11月に大府の愛光園に行政の方も含めてメンバー全員で大府の先進事業所である愛光園を訪問しまして、あちらの管理者やサービス管理責任者の方からお話を伺って運営の工夫など、実際見学して参考になる時間をもてました。また知立のけやき福祉会、ここもがんばっている事業所ですが、ここも365日運営しているホームがありますので、ここも見学しました。

4ページに移っていただいて、世話人の困りごとについてとありますが、グループホームの担当者会には実際世話人さんもメンバーとして出席していただいて、現実の日々の困りごとをちょっとした困りごとや大きな困りごとが話題になることが多いです。

例えば、グループホームの女性利用者さんの前で男性利用者さんがパンツ1枚で 風呂から上がってきて、女性利用者が「きゃー、やめて」と言っているのだが、そ んな場合どうすればいいのか、男性利用者は「グループホームは自分の家だからい いじゃないか」というのだが、世話人の私はどうしたらいいのかというような微笑 ましい困りごとから、保護者との関係や色々なことが話題になって、そこで解決さ れるわけではないのだが、孤独といわれている世話人さんが困っているのは私だけ じゃないというのを感じてもらえる時間と場所になっていると思います。

テーマ3 Q&A冊子 配布について。

3~4前にグループホーム担当者会にて作成しました、グループホームについての色々な質問や解答を書いた「グループホームって毎月いくらくらいかかるのですか」というようなよくある質問集を作りました。これを色々なところで配布して昨年は7月8日に安城特別支援学校で親御さん向けのグループホーム研究会がありましたのでそこで全員にお配りしました。

続いて相談支援担当者会ですが、全サービス利用者計画達成に向けてということで、平成27年3月までに福祉サービスを利用する全利用者さんにサービス等利用計画を全員につけるということで担当者さん頑張ってこられました。児童については100%達成していて、大人に関しても90%超えていてもうすぐ達成すると聞いています。今後は相談支援員さんの作成するサービス等利用計画プラス各事業所

で作成される個別支援計画との連動が大きな課題となってきます。

続いて相談員のスキルアップについて。

この担当者会では毎回ミニ勉強会を開催してスキルアップに努めました。日常生活自立支援事業・成年後見制度、社会福祉協議会ボランティアグループについて、障害年金についてそれぞれ専門の方に毎回来ていただいて話を聞きました。続いて②事例検討や例外的支給の判定を行うことで相談員の意見を交わし、情報の共有をすることでスキルアップに努めました。

5ページに移って、精神保健福祉担当者会。テーマ1、精神科医療機関・福祉事業者・行政等の連携強化。

隔月の担当者会の中で、各機関の進捗状況や現在抱えている課題を話していただき、精神保健福祉分野の地域課題の共有に努めた。また、「市内に指定一般相談支援事業所が無い」等の現時点での安城市の精神保健福祉の現状及び課題確認と、医療から福祉・福祉から医療に対する想いを確認する機会を持ち、お互いの立場や役割を理解するきっかけとなった。

②指定一般相談支援について。

担当者会参加者内で情報量の差があり議論しづらい現状であったため、半田市障がい者相談支援センターで指定一般相談支援業務に携わっておられる徳山勝氏にご講演頂き、その重要性について意識共有することができた。指定一般相談支援というのは、先ほど山北委員からのご発言がありましたが、精神障害の方の地域移行、地域定着を主な相談内容とする相談支援事業を指定一般相談支援といいます。

テーマ 2 地域活動支援センターの有効活動。①担当者会の中で、地域活動支援 センター陽なたについての P R を行い、安城市近隣の多くの精神障害者の方の利用 に繋がるよう努めた。

②地域活動支援センター陽なた施設長より、事業運営の進捗状況と課題についての報告があり、会員皆で意見交換を行うことでより良い地域の社会資源にしていく機会となった。

最後、就労担当者会ですが、テーマ1、利用者のステップアップについて。

より良い利用者支援のためにいろいろな連携方法を検討するため、碧南社協の古川氏を講師に招き相談支援員とサービス管理責任者の連携の必要性を確認するための勉強会を開催した。②現在のサービスを利用するまでの流れを確認し更により良いサービス提供・利用までの仕組みを検討・見直しをした。

最後、テーマ2ですけれども、各事業所の特長を障害児本人と保護者に伝えてい

く機会を検討する。

取り組み内容として、各事業所の特長を紹介するパンフレットを作り各学校へ配布するための案を考えた。②事業所を紹介するための説明会を行う予定であったが時期的に4月~6月に行う方が良いとの学校側からの要望があったため、次年度に持ち越しとする。

以上、読み上げただけですが、作業部会と各担当者会の活動内容を報告させていただきました。

委員長

ありがとうございました。今回新しく委員になっている方もおられるのですが、 「あん・あん」の見本を持ってみえますか。

作業部会長

「あん・あん」については添付しているのですが資料8になります。ダウンロードするとこういう画面が出てくるので比較的簡単に特徴などをパソコンで入力出来て、プリントアウトして折り曲げると手帳サイズになって携帯に便利な大きさになるというものです。

委員長

ありがとうございました。平成26年度の作業部会と各担当者会の活動内容のご 報告でありました。これにつきまして何かご質問等ありましたらご発言ください。

委員

資料7の1ページのテーマ2の取り組み概要の②の真ん中。担当者会メンバーがファシリテーターをという、ちょっと意味を教えて下さい。

作業部会長

ファシリテーター、これはなかなか普段聞かない言葉。もし自分の説明が不足でしたらどなたか補足ください。ファシリテーターというのは小さなグループで問題について話し合う時に取り回しを行う人のこと、司会者というより皆に意見を言ってもらえるような進行役のことをファシリテーターといいます。それでこのインシデントプロセス法についてはなかなか慣れない方が多いというのもあって、この問題解決方法の特長上ファシリテーターの取り回し次第でいい話し合いになるかそうでないかかなりポイントになるんです。つまりファシリテーターのスキルアップこそがインシデントプロセス法を有効にするので、居宅の担当者会ではメンバー自身が参加者というか取り回しの場にも回ってそういう勉強会を行ったということであります。

委員

なんとなくわかったような気がします。ありがとう。

委員長

会議の進行役みたいなものですね。テーマに沿った進行をうまくやっていただけるという。

作業部会長

単なる進行役というよりは意見が沢山でるようにと意図的にまわす係りの人ですね。

委員長

日本語はないですかね?ファシリテーターが日本語になっちゃったんだね。慣れるしかないですね。そんな意味だそうです。

委員

初めての場所で。事業所という言葉が何回か出てきたのですが、本当の概要で結構ですので素人にもわかる説明を。

作業部会長

われわれ数年前までは障害福祉サービスを提供する事業所というのは比較的大きな規模の施設、障害者施設とか入所施設とか通所施設とかを建物とか規模の大きさやイメージから施設という言葉をよく使っていました。

今はNPO法人とか株式会社が小さな事業所が安城市内にもたくさんありますが、 そこは施設というイメージではない。こじんまりして小回りのきく運営している事業所が増えてきたのでその意味ではそこは施設ではないので、では大きな施設も含む共通用語はというと事業所というのが共通する言葉でして、最近では事業所と呼ぶ機会が多くなってきました。

委員

先ほど余裕があると言われましたが。

作業部会長

その辺りについては副会長の黒川さんに答えていただきます。

作業部副会長

通所担当者会長をやられた小川さんがいるのであれなんですが、補足説明させていただきますと、定員20人の所が全員が休まずに通所されたら100%達成なんですが、だいたいのところが20人定員の所ですと多少計画と実際では75%通所率だったり85%だったりすることがあります。

ただ事業所によっては月から金まで週5日通う事業所もありますが中には週2、3日利用される方もおられるので、そういった方々を%で現すと定員20人の所でも65%、70%になります。40%、25%くらいの利用率でちょっと余裕がある事業所がたくさんありました。ちなみに125%という定員よりもたくさん利用できるというところが3ヶ月以上なりますと減算という報酬単価を減算させられるので定員を超えるような受け入れ方はしてないと思います。

だいたい皆さん70~80%くらいで通所率を抑えられているので、もう少しまだ見込みがありますよという調査結果がでました。

委員

トータルで800人なのか500人なのか、そのイメージというのはあるのですか。

事務局

非常に障害の場合、身体なのか知的なのか精神なのか障害の程度によって使われるサービスが全部違うものですから、一概に全体でどれだけという定員は示しにくいのですが、去年やっていただいた時は特別支援学校の卒業生の方の状態でその方は仕事にいける方なのか日中預かってもらいたい方なのか、それともグループホームに入所したい方なのかということを聞いて行き先があるかないかということを調べました。その行き先が安城市内はまだありますという結果がでました。

あと、計画の説明のほうで、先ほどの進捗状況の中で利用率が何%か出ていたのですが、将来計画のほうが種別ごとに載っているので、ヘルパーさんの見込量がどれだけか、日中系の通う生活介護がどれくらいか、グループホームで入れる枠がどれくらいかそれぞれ種別ごとで決まっているので、先ほど足りると言ったのは特別支援学校から出てこられる方は足りているという表現です。

委員長

今の関連ですと安城の支援学校の卒業生を見た限りでは何年先まで余裕があるということですか。

作業部会長

先ほど申しかけましたが、29年度の卒業生以降ぐっと増えるという見込みです。

委員長

ということは28年度までは大丈夫ですよ、ということですね。ということは当 分の間とはいえ2年間だけということですね。

事務局

障害のサービスの場合、高齢者のサービスというのは空いていくのが比較的早く、 障害の方の場合一生続いて使われるものですので、障害者自立支援法が始まったあ たりから、その頃40歳代くらいまでの方はサービスを使われたんですが、それよ りも年上の方はあまりサービスを使わずに自宅で生活されています。その関係で今 しばらく施設は作り続けないと卒業生の行き先がなくなってしまいますので、後1 0年とか作って今使っている人が65歳になって高齢者施設に移行していけばある 程度収束しますが、それまでは作り続けないとまずいというのが障害福祉の考えで す。

委員長

なかなか重い課題ですね。

他には何か、せっかくの機会ですのでご質問等ございましたらどうぞ。

特によろしいですか。

今は活動内容の報告でしたが、27年度の取り組むテーマについてまだですよね。 では宜しくお願いします。

作業部会長

続いて今年度のすでに取り組んでいますが、資料9をご覧ください。

27年度の各担当者会のテーマの表です。ここについても時間もせまっているので、ご覧いただいたとおりということでいきたいと思いますが、ざっとご覧いただくと目につくのが人材不足だとか人材育成というのが結構でてきます。

これはサービスの種類を問わず各事業所が抱えている問題で、これは安城だけでなく全国的にそうなのですが、福祉の人材が非常に不足しています。育成したくても確保ができないという事態になっておりまして、各担当者会でなんとか人材を確保して育てたいと話し合っています。自立支援協議会としても人材不足を解決できるようなものがないかということで作業部会でも考えていきたいと思っています。

最後になりますが、各担当者会で表にあるテーマに取り組んでいるのですが各担当者会ではテーマが大きすぎて担当者会レベルでは解決の糸口さえ見えないということがあります。そのような時はこれはうちの担当者会ではテーマが大きすぎて難しい時は作業部会にあげてもらうことにしていまして、今年度はまだあがってないが今後は担当者会で抱えきれない課題については作業部会で協議していくということになります。

以上です。

委員長

ありがとうございました。担当者会でもなかなかご苦労されています。今年度新 しく取り組まれるテーマは人材不足・人材育成の他にも何かありますか。

作業部会長

各担当者会ごとにそれぞれあるのですが、特に2つあって1つは人材不足、人材育成。もう1つは相談支援員さんがつくるサービス等利用計画、これは介護保険の世界でいうケアマネさんが作るケアプランといいますが、これと各事業所内で作られる個別支援計画。この2つは両輪として連動してないといけないのですが、今まだ始まったばかりで連動していないということが見受けられることなので、サービス利用計画と個別支援計画の連動というのは大きな大きなテーマになります。

委員長

これはこの表でいくと就労担当者会の②に該当するものですか。

作業部会長

居宅もそうですし、通所でもそうです。

委員長

それぞれにあるのですね。

27年度のテーマについて説明がありました。何か質問等ございますか。一朝一夕では解決できないようなものが多いようです。担当者の方々大変ご苦労様ですが、続いて頑張っていただきまして何とか明日への道筋が見つけられるようによろしくお願いします。ありがとうございました。

続きまして(4)地域活動支援センター「陽なた」についてお願いします。

事務局

(4) 地域活動支援センター「陽なた」について報告させていただきます。

資料10をご覧ください。地域活動支援センター「陽なた」ですが、障害者総合支援法に定められている地域生活支援事業のなかで市町村が実施すべき必須事業のひとつとされています。陽なたにつきましては安城市の委託事業としまして、安城市にお住まいの精神の障害のある方が気軽に通える日中の居場所、緩やかな社会参加の場としまして平成26年4月にスタートしました。障害のある方が来ることができる時にいつでも来ていただいてゆったりすごせるフリースペースと、清掃やチラシ配りなどの町内会活動の参加やボランティア活動、またカラオケ、映画鑑賞などの余暇。フットサルなどさまざまなプログラム活動を行ってきております。

平成26年度の実績は1日あたり平均10名の利用があり、平成27年3月末の時点で全体の登録者は81名です。活動の紹介はホームページでも行っております。

また役割のひとつである障害福祉サービスへの橋渡しという点でも昨年度陽なたを 利用されている方から就労系サービスにつながった方が3名いました。一方で引き こもりの方の支援については十分にできたとは言えず、今後の検討課題と考えてい ます。詳細は資料をお読み下さい。報告は以上です。

委員長

はい、ご苦労さまでした。陽なたについて、説明がありました。これにつきまして、ご質問ありますか。

委員

この施設は朝日町にあるのですが、町内会ではこの施設に対して理解と協力をしていただいてるのですか。

事務局

そうですね。設立当初には設備費等の補助等ご協力いただきましたし、町内会の 清掃活動やチラシ配りなども利用者の方の参加を快く受け入れていただいていると 聞いています。

委員長

それは陽なたの方から参加したいと言ったのか、町内会のほうから参加をしませんかという話があったのか。

事務局

それにつきましては委員から詳細を。

委員

昨年度から陽なたの活動をスタートさせていただきました。

こちらからも最初アプローチさせていただいて町内会と商店街振興組合さんには 色々お話していたのですが、その関係ができた段階で向こうから「それならこうい うことやってくれる」とかチラシ配りについてはそうなんですが、それ以外にもこ うやってくれれば助かるなとかご提案いただきまして、今、とてもいい関係が結べ てきているかなと思っています。

委員

社会活動に参加することによって他の人と触れ合えるようになると傾向としていいかなと思います。

委員

20年近く引きこもっておられた方で周りの方と関わりがなかった方が、とても 笑顔で「道路ってこんなにタバコが落ちてるんだね」といってすごくきれいになっ て気持ちが良かったですという感想をいただいて、とてもいい機会がいただけたな と思っています。

委員

私も町内会の立場なんですが、毎朝町内会の周辺の掃除をしていますと一人障害の方が、どこの施設に行かれるかは知らないのですが、毎日お母さんと一緒に決まった時間に挨拶されていきます。もちろんまともには返事がないのですが、表情でもって反応がきます。私も声をかけるようにしているのですがお手伝いというところまでは、こちらからはもちろん今の状況ではお願いできないのですが、こういった活動があるということで、町内会や自治会の中に来てもらうということをPRしてもらえれば波及効果があると思います。

委員長

心強い発言ありがとうございます。他には何か。ないようですので、4の地域活動「陽なた」の議論は以上とさせていただきます。今日用意された議題は以上です。 貴重なご意見ありがとうございました。後は事務局の方へお返しします。

典礼

ありがとうございました。続きましてその他に移ります。

平成27年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて

(3) その他

平成27年度の自立支援協議会開催予定について

事務局より説明

第2回 日時:平成27年10月29日(木)午後1時30分から

場所:安城市役所 北庁舎4階 第22会議室

第3回 日時:平成28年2月18日(木)午後1時30分から

場所:安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

典礼

これをもちまして会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。